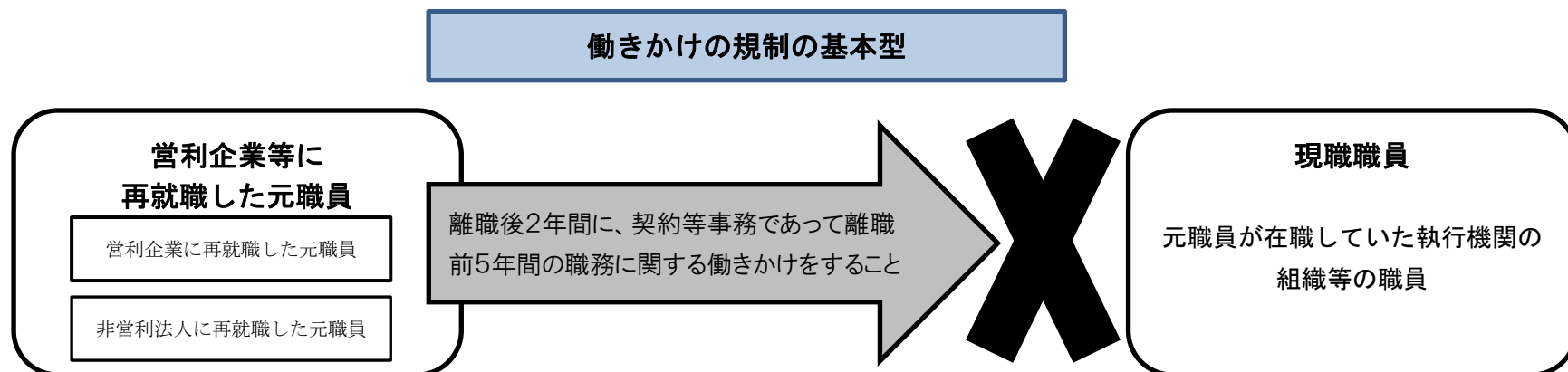


地方公務員法の改正等による退職管理の適正確保について

総務部人事課

1. 元職員（※1）による働きかけの規制（法第38条の2関係）

- （1）離職後に営利企業等（※2）に再就職した元職員（＝再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等（※3）の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人（※4）と在職していた地方公共団体との間の契約等事務（※5）について、離職前5年間の職務に関するものについて、離職後2年間、職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（＝働きかけ（※6））が禁止される。
- （2）在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なる。
- （3）規制に違反した元職員には、過料又は刑罰が科せられる。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。



※1 職員

- ・臨時職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）を除いた全ての一般職の地方公務員
※再任用職員、任期付職員も「職員」に含まれる。

※2 営利企業等

- ・営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）
※公益的法人、一般法人、NPO 法人等も営利企業等に含まれる。

※3 執行機関の組織等

- ・知事部局、警察本部・警察署、教育委員会・学校など

※4 子法人

営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいう。

※5 契約等事務

- ①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約
- ②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務

※6 働きかけ

- ・職員に契約等事務に関し、職務上の行為をするよう、又はしないように要求し、又は依頼すること。
ただし、次に掲げる場合を除く。
- ①県から指定・登録を受けた者が、その指定・登録に係るものを遂行するために必要な場合
- ②県から委託を受けた者が、その委託に係るものを遂行するために必要な場合
- ③法令の規定又は県との契約に基づき、権利を行使し、又は義務を履行する場合
- ④県の処分により課された義務を履行する場合
- ⑤行政手続のための申請又は届出を行う場合
- ⑥一般競争入札又はせり売りの手続に従い、契約を締結するために必要な場合
- ⑦公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合

2. 在職中のポストによる働きかけ規制の違い

区分	規制等の内容		根拠規定
(1)全退職職員	離職前5年間の職務に属するものに関し	離職後2年間、働きかけを行うことを禁止	(地公法) 法第38条の2第1項
	自ら決定した(※)契約等(離職前5年よりも前のものも含む)に関し	期限の定めなく、働きかけを行うことを禁止	(地公法) 法第38条の2第5項
(2)管理職(管理職手当受給者)	離職前5年よりも前に就いていた場合、その職に就いていた時の職務に属するものに関し	離職後2年間、働きかけを行うことを禁止	(地公法) 法第38条の2第4項 法第38条の2第8項 県条例 県人事委員会規則

※ 「自ら決定した」とは、最終決裁権者になった場合をいう。

3. 再就職情報の届出（法第38条の6第2項関係）

（1）地方公共団体は、元職員による働きかけ規制の円滑な実施及び退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるために必要なときは、条例で元職員に対し、再就職情報の届出を義務付けることができる。

（2）本県では、「職員の退職管理に関する条例」、「職員の退職管理に関する人事委員会規則」及び「島根県職員の再就職に関する指針」により、再就職情報の届出に関する事項を規定

①届出が必要な対象者

在職時に管理職員（管理職手当受給者）であった者

②届出が必要となる場合

離職後に、営利企業以外の法人・団体（報酬を得る場合のみ）（※）又は営利企業の地位に就いた者

※国や地方公共団体への再就職（割愛採用を除く）も対象となる。

③届出期間

離職後2年間

④届出事項

(1)氏名、(2)生年月日、(3)離職時の職、(4)離職日、(5)再就職日、(6)再就職先の名称、(7)再就職先の業務内容、
(8)再就職先における地位

⑤届出の手続・様式

島根県職員の再就職に関する指針で定める様式

⑥届出不要の場合

(1)日々雇用、(2)割愛により国や他の地方公共団体の職員となった者、(3)地方公務員法第3条第2項に規定する一般職である職に島根県において任用された場合、(4)地方公務員法第3条第3項第1号から第4号までに掲げる職に島根県において任用された場合、(5)営利企業以外の法人・団体の地位に就いた場合で、報酬の額が年103万円以下の場合

4. 退職管理の適正確保に必要と認められる措置（法第38条の6第1項関係）

（1）地方公共団体は、①国家公務員法の退職管理の規定の趣旨及び②職員の再就職の状況を勘案して、退職管理の適性確保に必要と認められる措置を講ずるものとされている。

（2）本県では、「島根県職員の再就職に関する指針」により、再就職状況の公表を実施

①公表時期

毎年度5月末（過去1年間の再就職状況を公表）

②公表事項

(1)氏名、(2)離職時の職、(3)離職日、(4)再就職日、(5)再就職先の名称、(6)再就職先における地位

5. 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

	規制違反の内容	制裁措置
元職員による働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするよう働きかけた場合を除く)	10万円以下の過料 (法第64条)
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするよう働きかけをした場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (法第60条第4号～第7号)
	職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (法第60条第8号)
	職員が元職員の働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分その他の措置 の対象となりうる (法第38条の2第7項違反)
あつせん 再就職	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役 (法第63条第1号～第2号)
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役 (法第63条第1号～第2号)